

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>93-1 (略)</p> <p>93-2 指定国際会計基準の適用に当たっては次の点に留意するものとする。  <u>(1) 指定国際会計基準の指定については、適用時期も含めて行われるものであることから、個々の指定国際会計基準の適用時期については、特段の定めのない限り、個々の国際会計基準の規定に従うものとする。</u>  <u>(2) 新たに指定された指定国際会計基準が適用（早期適用を除く。）されるまでは、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示第69号）」別表二に掲げる指定国際会計基準から削除されたものであっても、当該新たに指定された指定国際会計基準に相当する従前の指定国際会計基準については、引き続き適用することができるものとする。</u></p>	<p>93 (略)</p> <p>(新設)</p>